

家畜・家きんの所有者は年1回の『定期報告』の提出をお願いします！ 中央家畜保健衛生所

家畜伝染病予防法により、愛玩目的も含めて下記の家畜・家きんを1頭（羽）でも所有している方は、毎年2月1日時点での飼養状況等の報告が義務付けられています。新たにエミューが対象家きんに追加され、報告が必要になりました。所定の報告用紙に記入のうえ、当所あて提出してください。報告用紙は農林水産省ホームページからダウンロード可能です。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html#3

提出先：中央家畜保健衛生所（〒854-0063 諫早市貝津町3118）

不明な点は中央家畜保健衛生所（TEL:0957-25-1331）までお問い合わせください。

様式等
(農林水産省HP)



今年度から、農林水産省が開発した「飼養衛生管理等支援システム」が利用できます。「飼養衛生管理等支援システム」は、毎年の『定期報告』や飼養衛生管理基準の自己点検などの作業を電子化することで、時間短縮・効率化に役立ちます。インターネット環境とスマートフォンがあればどこからでも提出でき、過去の履歴を引用することで次回以降の入力手間が省けます。さらに、報告内容などからそれぞれの農場にあった指導やアドバイスが受けられるようになります。

「飼養衛生管理等支援システム」を利用するためには、eMAFF（農林水産省共通申請サービス）のアカウント登録によるeMAFFIDの取得が必要です。

取得の流れは（Webフォーム：<http://e.maff.go.jp/Inquiry>）をご覧ください。



QRコードからも
アクセスできます

家畜の種類と提出様式は以下の通りです

家畜・家きんの種類	小規模	中規模	大規模
牛（成牛）（※）・水牛・馬	1頭	2～199頭	200頭以上
牛（子牛・育成牛）（※※）	1頭	2～2,999頭	3,000頭以上
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし	5頭以下	6～2,999頭	3,000頭以上
鶏・うずら	99羽以下	100～99,999羽	10万羽以上
あひる・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	99羽以下	100～9,999羽	1万羽以上
だちょう・エミュー	9羽以下	10～9,999羽	1万羽以上

※乳用種の雄牛・交雑種の牛は17月齢以上、それ以外は24月齢以上

※※乳用種の雄牛・交雑種の牛は満4月齢～17月齢未満、それ以外は満4月齢～24月齢未満



様式	小規模	中規模	大規模
定期報告書	○	○	○
飼養衛生管理基準の遵守状況及び 遵守するための措置の実施状況	—	○	○
衛生管理区域の設定、消毒設備の設置等 家畜の飼養密度 埋却地等の確保状況	—	△	△
飼養衛生管理マニュアル	△	△	△
大規模農場に関する報告	—	—	△

○：必ず記入し提出 △：以前に提出し変更がない場合、提出不要



提出期限

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者⇒ 令和8年4月15日（水）まで

鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう、エミューの所有者⇒ 令和8年6月15日（月）まで